

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 7 年 2 月 25 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承第 1 号 専決処分の承認について（令和 6 年度下呂市一般会計補正予算（第 13 号））
- 日程第 5 諮第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 諮第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 諮第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 諮第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 9 諮第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 10 同第 1 号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 11 同第 2 号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 12 同第 3 号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 13 同第 4 号 下呂市教育委員会教育長の任命について
- 日程第 14 議第 5 号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議第 6 号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議第 7 号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議第 8 号 下呂市奨学資金貸与条例について
- 日程第 18 議第 9 号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議第 10 号 令和 6 年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について
- 日程第 20 議第 11 号 令和 6 年度下呂市一般会計補正予算（第 14 号）
- 日程第 21 議第 12 号 令和 6 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）
- 日程第 22 議第 13 号 令和 6 年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 議第 14 号 令和 6 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 4 号）
- 日程第 24 議第 15 号 令和 6 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）
- 日程第 25 議第 16 号 令和 6 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第 5 号）
- 日程第 26 議第 17 号 令和 6 年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第 2 号）

- 日程第27 議第18号 令和6年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議第19号 令和6年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議第20号 令和6年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議第21号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）
- 日程第31 議第22号 令和6年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第32 市長施政方針説明
- 日程第33 議第23号 財産の譲与について
- 日程第34 議第24号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議第25号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議第26号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議第27号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議第28号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議第29号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議第30号 下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議第31号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 議第32号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第43 議第33号 下呂市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第44 議第34号 下呂市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第45 議第35号 下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第46 議第36号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第47 議第37号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第48 議第38号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第49 議第39号 下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第50 議第40号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第51 議第41号 令和7年度下呂市水道事業会計への繰出について
- 日程第52 議第42号 令和7年度下呂市下水道事業会計への繰出について
- 日程第53 議第43号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について
- 日程第54 議第44号 令和7年度下呂市一般会計予算

日程第55 議第45号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
 日程第56 議第46号 令和7年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算
 日程第57 議第47号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
 日程第58 議第48号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
 日程第59 議第49号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算
 日程第60 議第50号 令和7年度下呂市下呂財産区特別会計予算
 日程第61 議第51号 令和7年度下呂市学校給食費特別会計予算
 日程第62 議第52号 令和7年度下呂市水道事業会計予算
 日程第63 議第53号 令和7年度下呂市下水道事業会計予算
 日程第64 議第54号 令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算
 日程第65 議第55号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計予算

（追加日程）

追加日程第1 報第1号 委員長報告

出席議員（14名）

議長	中 島 達 也	1番	下 平 裕次郎
2番	桂 川 融 己	3番	大 西 尚 子
4番	高 井 範 和	5番	桂 川 いずみ
6番	加 藤 久 人	7番	鷺 見 昌 己
8番	田 口 琢 弥	9番	森 哲 士
10番	田 中 喜 登	11番	尾 里 集 務
12番	中 島 ゆき子	13番	今 井 政 良

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	中 村 好 一	会 計 管 理 者	中 谷 三 男
総 務 部 長	野 村 穰	ま ち づ く り 推 進 部 長	田 谷 諭 志
地 域 振 興 部 長	大 坪 孝 弘	教 育 委 員 会 事 務 局 長	山 中 明 美
環 境 部 長	田 口 昇	農 林 部 長	青 木 秀 史
農 林 部 理 事	大 島 愛 彦	建 設 部 長	大 前 栄 樹
金 山 病 院 事 務 局 長	池 戸 美 紀	市 民 保 健 部 長	森 本 千 恵

福祉部長 小澤 和博
上下水道部長 今村 正直

観光商工部長 小池 雅之
通信指令課長 加藤 勝義

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田 添 誠

書 記 細 江 隆 義

◎開会及び開議の宣告

○議長（中島達也議員）

おはようございます。お疲れさまです。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しています。

これより令和 7 年第 2 回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

なお、消防長は欠席となっております。代わりに通信指令課長が出席されていますので、御了承ください。

本日の議事日程は、会議システムで配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及びCCNより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中島達也議員）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3 番 大西尚子議員、4 番 高井範和議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中島達也議員）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月24日までの28日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は28日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（中島達也議員）

日程第 3、諸般の報告を行います。

市長行政報告、議長報告、定期監査結果報告、財政援助団体等の監査結果報告及び例月現金出納検査報告は、会議システムで配付しておりますので御確認ください。

◎承第 1 号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第4、承第1号 専決処分の承認について（令和6年度下呂市一般会計補正予算（第13号））を議題といたします。

承第1号について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

おはようございます。

それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

承第1号 専決処分の承認について（令和6年度下呂市一般会計補正予算（第13号））。

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。1月中旬以降に非常に強い寒気が流れ込み、降雪や低温による除排雪・凍結防止剤散布経費が増加し、今後の除雪等に備え予算に不足が生じるため予算の増額補正を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

続いて、4ページをお願いいたします。

令和7年2月3日付の専決処分書です。詳細は補正予算書にて説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

令和6年度下呂市一般会計補正予算（第13号）。

令和6年度下呂市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255億8,908万2,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

事項別明細書で説明をいたしますので、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金1億1,300万円の増額は、今回の補正で財源調整のために財政調整基金から繰り入れるものでございます。

続いて、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費9,000万円の増額は、降雪や低温による除排雪・凍結防止剤散布経費が増大し、今後の対策に向け不足が見込まれる除排雪業務や凍結防止剤散布作業委託料を補正するものでございます。

その下の14款予備費は、今回の降雪等により除排雪経費に予備費を使用したため、今後の予期せぬ支出に備え2,300万円を増額するものでございます。

以上で、承第1号、令和6年度下呂市一般会計補正予算（第13号）の説明を終わります。御承認のほどよろしく願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました承第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、承第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

承第1号 専決処分の承認について（令和6年度下呂市一般会計補正予算（第13号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第1号については承認することに決定いたしました。

◎諮第1号から諮第5号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第5、諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第6、諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第7、諮第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第8、諮第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第9、諮第5号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上5件を一括議題といたします。

諮第1号から諮第5号までの5件について、提案理由の説明を求めます。

地域振興部長。

○地域振興部長（大坪孝弘）

ただいま一括上程されました諮第1号から諮第5号までの議案につきまして、御説明を申し上げます。

この5議案につきましては、人権擁護委員の任期が令和7年6月30日で満了となるもので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、議案書の10ページをお開きください。

諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏名、杉山眞紀子、年齢、63歳、住所は記載のとおりでございます。令和7年2月25日提出。

提案理由は、人権擁護委員 中島春子氏が、令和7年6月30日に任期満了となるためです。

以下、11ページ、諮第2号から14ページ、諮第5号までは、提案理由が同じでございますので、氏名及び年齢のみの御説明とさせていただきます。

なお、諮第2号から諮第5号の4名の方につきましては、再任でございます。

11ページをお願いいたします。

諮第2号、氏名、日野光洋、年齢、47歳。

12ページをお願いいたします。

諮第3号、氏名、小池淳子、年齢、70歳。

13ページをお願いいたします。

諮第4号、氏名、植松秀之、年齢、68歳。

14ページをお願いします。

諮第5号、氏名、後藤満、年齢、72歳。

以上、5件につきまして、議会の意見を求めるものでございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島達也議員）

これより本5件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました諮第1号から諮第5号までの5件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、諮第1号から諮第5号までの5件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本5件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本５件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

お諮りします。諮第１号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は、杉山眞紀子さんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、諮第１号については、杉山眞紀子さんを適任とすることに決定いたしました。

諮第２号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は、日野光洋さんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、諮第２号については、日野光洋さんを適任とすることに決定いたしました。

諮第３号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は、小池淳子さんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、諮第３号については、小池淳子さんを適任とすることに決定いたしました。

諮第４号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は、植松秀之さんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、諮第４号については、植松秀之さんを適任とすることに決定いたしました。

諮第５号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は、後藤満さんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、諮第５号については、後藤満さんを適任とすることに決定いたしました。

◎同第１号から同第３号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第10、同第1号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第11、同第2号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第12、同第3号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上3件を一括議題といたします。

同第1号から同第3号までの3件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

ただいま一括上程されました同第1号から同3号までの議案につきまして、御説明を申し上げます。

この3議案につきましては、下呂市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和7年5月13日に満了となるもので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書の15ページをお開きください。

同第1号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を下呂市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住所は記載のとおりでございます。氏名、可兒敏、年齢、71歳。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。下呂市固定資産評価審査委員会委員 可兒敏氏が、令和7年5月13日に任期満了となるためでございます。

以下、同第2号、第3号の提案理由につきましては、同様の内容となりますので割愛をさせていただきます。

続いて、議案書の16ページをお願いいたします。

同第2号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

住所は記載のとおりでございます。氏名、二村象史、年齢、70歳。

続いて、議案書の17ページをお願いいたします。

同第3号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

住所は記載のとおりでございます。氏名、桂川勇人、年齢、50歳。

令和7年2月25日提出でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第1号から同第3号までの3件については、会

議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、同第1号から同第3号までの3件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本3件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本3件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

同第1号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第1号については同意することに決定いたしました。

同第2号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第2号については同意することに決定いたしました。

同第3号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第3号については同意することに決定いたしました。

◎同第4号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第13、同第4号 下呂市教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

教育長。

○教育長（中村好一）

本議題につきましては、私の人事案件でございますので、退席をお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

ただいま中村教育長から退席の申出がありましたので、これを許可します。

〔教育長 中村好一 退場〕

同第４号について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登）

議案書の18ページを御覧ください。

同第４号 下呂市教育委員会教育長の任命について。

次の者を下呂市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、中村好一、年齢、63歳、住所は記載のとおりであります。令和７年２月25日提出。

提案理由です。下呂市教育委員会教育長 中村好一氏が令和７年５月13日に任期満了となるためでございます。

御同意賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第４号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、同第４号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

同第４号 下呂市教育委員会教育長の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成

の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第4号については同意することに決定いたしました。

教育長の入場を求めます。

〔教育長 中村好一 入場・復席〕

ここで教育長に任命されました中村好一さんから一言御挨拶をいただきます。

○教育長（中村好一）

前教育長の残任期間、教育長を拝命しておりました中村でございます。

ただいま教育長の新任期につきまして同意をいただきました。引き続き、下呂市の教育に携わることができまして、喜びとともにこの重責に身が引き締まる思いでございます。

下呂市は豊かな自然と歴史文化があります。そして、子供たちに温かいまなざしを注ぎ、そして手を差し伸べる地域であります。そんな地域だからこそ、下呂市の教育は大きな成果を上げていると自負しております。

昨年度、こどもまんなか宣言がありました。子供を真ん中に置き、子供に関わる全ての市民の皆様が豊かな生活、そして豊かな文化を育めるよう、まちづくり、人づくりに貢献していきたいと思っております。また、宝である子供たちの未来、未来に向かってたくましく生きる力を育むために、地域みんなでつくる下呂学の推進、そして社会に出て問題を解決する力をつける授業づくり、そして一人一人が輝ける生活づくり、グローバルな人材づくりに邁進していきたいと思っております。

今後とも、皆さんの御協力、御理解を賜り、そして御指導賜りながら進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。下呂市の教育のために力を注いでまいります。ありがとうございました。

◎議第5号から議第10号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第14、議第5号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第6号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第7号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第8号

下呂市奨学資金貸与条例について、日程第18、議第9号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第10号 令和6年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について、以上6件を一括議題といたします。

初めに、議第5号から議第7号までの3件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（野村 穰）

議案書の19ページをお願いいたします。

議第5号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由、令和6年人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、本市職員及び任期付職員の給与に関し必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきまして、条例要綱にて説明いたしますので、38ページを御覧ください。

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例要綱。

改正理由につきましては、提案理由と同じですので省略いたします。

概要でございます。下呂市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

まず期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり引き上げます。改正前の年間4.5か月分を、改正後年間4.6か月分に引き上げるものでございます。

続いて、特に若年層に重点を置きまして各給料表を引き上げるものといたします。

次に、下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

特定任期付職員の期末手当支給率を「100分の170」から「100分の172.5」に引き上げます。

特定任期付職員の給料月額を引き上げます。

3番です。この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用いたします。

4. 改正後の下呂市職員の給与に関する条例または改正後の下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定を適用する場合には、改正前の下呂市職員の給与に関する条例または改正前の下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定により支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例または改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払いとみなします。

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることといたします。

続いて、40ページをお願いいたします。

議第6号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由です。国の令和6年人事院勧告に準じて、職員の期末手当及び勤勉手当の合算支給率が改定されることに伴い、特別職の期末手当の支給に関しても必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきまして、条例要綱にて説明いたしますので、42ページをお願いいたします。

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱です。

改正理由につきましては、提案理由と同一ですので省略いたします。

2 番の概要でございます。下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正は、期末手当支給率を次表のとおり引き上げます。

改正前の年間4.5か月分を、改正後4.6か月分といたします。

この条例ですが、公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用いたします。

改正後の下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定を適用する場合には、改正前の下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払いとみなします。

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることといたします。

続きまして、43ページをお願いいたします。

議第7号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。国の令和6年人事院勧告に準じて、職員の期末手当及び勤勉手当の合算支給率が改定されることに伴い、議会議員の期末手当の支給に関しても必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきまして、条例要綱で説明いたしますので、45ページを御覧ください。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例要綱でございます。

改正理由につきましては、提案理由と同じですので省略をいたします。

概要です。下呂市議会議員の期末手当支給率を次表のとおり引き上げます。

改定前の年間4.5か月分を、改定後年間4.6か月分とするものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用いたします。

改正後の下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定を適用する場合には、改正前の下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議会議員報酬等条例の規定による期末手当の内払いとみなします。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第8号について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山中明美）

議案書の46ページを御覧ください。

議第8号 下呂市奨学資金貸与条例について。

下呂市奨学資金貸与条例を、別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。令和８年度から新たな奨学金制度を開始し、高等教育を目指す学生や保護者にとって、より充実した奨学金制度とするため、当該条例を制定するものでございます。

条例要綱で御説明いたします。

49ページを御覧ください。

下呂市奨学資金貸与条例要綱。

制定理由は、提案理由と同じですので省略をさせていただきます。

概要です。

(1)貸与の対象者は、次の要件を全て満たしている者としします。

①本人もしくは、本人の生計を維持する者が市内に住所を有している者。

②大学、短大、高専（４、５年生）、専修学校のうち、専門課程に在学している者。第２条関係でございます。

(2)貸与金額は、１人当たり年額120万円を上限とし、貸与の期間は４年以内としします。第３条関係でございます。

(3)貸与する者に対して、毎年、状況の報告をすることとしします。第４条関係でございます。

(4)貸与を受けた奨学資金を目的以外に使用したとき、またはこの条例に違反したときは、奨学資金の全部または一部を返還させることができるものとしします。第５条関係でございます。

(5)この条例は、令和８年４月１日から施行しします。

この条例の施行日前においても、必要な準備行為を行うことができるものとしします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第９号及び議第10号について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、議案書の50ページをお願いいたします。

議第９号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について。

下呂市基金条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和７年２月25日提出。

提案理由でございます。一部の基金の目的及び積立額の見直しに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、条例要綱で御説明いたしますので、議案書の52ページをお願いいたします。

下呂市基金条例の一部を改正する条例要綱です。

改正理由につきましては、提案理由と同様でございますので省略をさせていただきます。

２．概要、(1)公共施設の適正配置を進めるに当たり、不要となる施設の解体撤去に多額の費用が見込まれるため、下呂市公共事業基金の目的に解体撤去を加え、明確化しします。第３条第１項関係でございます。

(2) 令和 8 年度から市と金融機関の連携による新たな奨学金制度を開始することに伴い、下呂市育英資金基金の積立額の一部が不要となることから、積立額を 2 億 1,800 万円から 8,000 万円に改めます。第 3 条第 2 項関係でございます。

(3) この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

なお、本議案は本日上程をいたします議第 11 号 令和 6 年度一般会計補正予算（第 14 号）において、基金の繰入れ、積立ての予算を計上しておりますので、補正予算前の初日採決をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

引き続き、議案書の 53 ページをお願いいたします。

議第 10 号 令和 6 年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について。

地方財政法第 6 条の規定により、令和 6 年度下呂市一般会計は次のとおり、令和 6 年度下呂市立金山病院事業会計へ繰り出しするものとする。

繰出額 2 億 5,000 万円。令和 7 年 2 月 25 日提出。

提案理由でございます。医業収益等の全ての収入を充てても不足する病院事業運営経費に対し、繰出基準を超えて繰り出しすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本 6 件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第 5 号から議第 10 号までの 6 件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第 5 号から議第 10 号までの 6 件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本 6 件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本 6 件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第5号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

議第6号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議第7号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第8号 下呂市奨学資金貸与条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号 令和6年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

◎議第11号から議第22号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也議員）

日程第20、議第11号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第14号）、日程第21、議第12号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）、日程第22、議第13号 令和6年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第23、議第14号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）、日程第24、議第15号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、日程第25、

議第16号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）、日程第26、議第17号 令和6年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）、日程第27、議第18号 令和6年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）、日程第28、議第19号 令和6年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）、日程第29、議第20号 令和6年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）、日程第30、議第21号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）、日程第31、議第22号 令和6年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）、以上12件を一括議題といたします。

議第11号から議第22号までの12件について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登）

ただいま一括上程されました議第11号から議第22号までの補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算では、年度末を見据え、事業費や事務費の実績見込み、財源の確定に伴う歳入歳出の増減補正が大半を占めております。

財政運営に関しましては、一般会計の歳入において、市税や国の各種交付金の収納見込みによる増減補正、普通交付税の追加交付、ふるさと寄附金の増額、さらには事務事業の減額補正による財源調整を踏まえ、財政調整基金の繰入額の減額などを計上しております。

一方、歳出では、令和6年度の人事院勧告を踏まえた給与改定による給与の増額を計上するとともに、事務事業の進行に伴いやむを得ず年度をまたぐこととなる繰越明許費や債務負担行為補正などを計上しております。

また、特別会計や公営企業会計についても、人件費補正のほか年度末の状況を踏まえた歳入歳出の補正を計上しております。

詳細につきましては、各担当部長が説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第11号について、詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、議第11号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第14号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の3ページをお願いいたします。

令和6年度下呂市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ6億4,147万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ262億3,056万1,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条は、繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加、変更は、第2表 繰越明許費補正により

ます。

第3条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加、廃止、変更は、第3表 債務負担行為補正によります。

第4条は、地方債の補正で、地方債の変更は、第4表 地方債補正によるものでございます。令和7年2月25日提出。

4ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

まずは歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

1款市税は9,547万5,000円の増額、2款地方譲与税は1,000万円の減額、4款配当割交付金は1,000万円の増額、5款株式等譲渡所得割交付金は1,600万円の増額、6款法人事業税交付金は1,600万円の増額、7款地方消費税交付金は1,800万円の増額。

5ページをお願いいたします。

9款環境性能割交付金は1,200万円の増額、11款地方交付税は2億2,729万5,000円の増額、13款分担金及び負担金は4,783万3,000円の減額、14款使用料及び手数料は328万8,000円の減額、15款国庫支出金は1億1,316万7,000円の減額、16款県支出金は7,359万円の減額。

6ページをお願いいたします。

18款寄附金は5億2,670万1,000円の増額、19款繰入金は9,801万8,000円の増額、21款諸収入は1億1,329万5,000円の増額、22款市債は2億4,580万円の減額を計上させていただきました。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款議会費は587万9,000円の減額、2款総務費は8億1,516万4,000円の増額、3款民生費は2,936万2,000円の増額、4款衛生費は1億5,616万7,000円の増額、6款農林水産業費は1億4,625万6,000円の減額。

8ページをお願いいたします。

8款土木費は1億5,750万4,000円の減額、9款消防費は3,128万9,000円の増額、10款教育費は8,057万8,000円の減額、11款災害復旧費は574万8,000円の減額。

続いて、9ページをお願いいたします。

14款予備費は324万4,000円を計上させていただきました。

続いて、10ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございます。追加は年度内の完了が見込めない11の事業で、繰越限度額、事業名は記載のとおりでございます。

繰越しの理由は、年度を超えた実施期間の設定が必要なものや、各種調整等に不測の期間を要することなどにより年度内の完成が見込めなくなったものでございます。

続いて、11ページをお願いいたします。

変更は2事業で、繰越額の変更は記載のとおりで、変更の理由は、事業箇所が追加となったこ

などによる増額変更でございます。

12ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正でございます。

追加するものは、令和6年度中から事務を進める必要がある事業で1事業、廃止するものは、複数年契約から単年度契約に切り替えることによるもので1事業、変更は、委託料の見直しによるもので3事業となります。

続いて、13ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正の変更でございます。

総務債から災害復旧債までの12事業について、市債の発行抑制及びそれぞれの事業費や財源の確定に伴い借入限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は従前のとおりでございます。

14ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、省略をさせていただきます。

少し飛びますが、114ページをお願いいたします。

給与費明細書により人件費補正の内容を御説明いたします。

特別職の給与費明細書です。表の比較欄を御覧ください。

比較欄、上段の長等の期末手当の増額は、年間0.1月分引き上げられたことによるもので、中段の議員の報酬37万1,000円の減額は改選に伴うものであり、期末手当276万2,000円の減額は年間0.1月分の引上げを行いつつ、改選による減額となります。共済費の211万円の減額も、改選に伴うものです。

下段のその他特別職の報酬額157万9,000円の減額は、事業費の確定による減額となります。

115ページを御覧ください。

一般職の給与費明細書でございます。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

給料は5,502万9,000円の増額、手当は2,725万7,000円の増額、共済費は712万1,000円の増額で、給与改定及び決算見込みによるものでございます。

職員手当の内訳については、下の表のとおりでございます。

116ページをお願いいたします。

給料及び職員手当の増減額の明細です。

給料5,502万9,000円の増額は、人事院勧告を踏まえた給与改定に伴うもので、職員手当2,725万7,000円の増額は制度改正に伴う増減分として、期末・勤勉手当の支給率をそれぞれ0.05月分引き上げるものとして3,668万9,000円の増額、その他の増減分として、時間外勤務手当など943万2,000円の減額でございます。

117ページをお願いいたします。

会計年度任用職員の給与費明細書でございます。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

報酬587万4,000円の減額は事業費の確定による減額、給料1,228万8,000円の減額、職員手当843万4,000円の減額、共済費341万2,000円の減額は事業費の確定や異動に係る組替えによる減額でございます。

119ページをお願いいたします。

債務負担行為の調書でございます。先ほど御説明いたしました4業務に係る限度額と、令和7年度以降の支出予定額とその財源をお示ししております。

120ページをお願いいたします。

地方債の調書でございます。表の右下が令和6年度末の残高見込額で222億3,539万円となる見込みでございます。

以上で、令和6年度下呂市一般会計補正予算（第14号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第12号及び議第13号について詳細説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵）

補正予算書の121ページを御覧ください。

議第12号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）の詳細説明を申し上げます。

令和6年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,469万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,925万5,000円とするものです。款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によります。令和7年2月25日提出。

122ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主なものとして、1款国民健康保険税464万9,000円の増額、3款国庫支出金220万6,000円の増額、6款県支出金1億7,783万円の増額、9款繰入金1,913万2,000円の減額、11款諸収入1,896万円の増額を計上いたしました。

123ページに移っていただき、歳出でございます。

1款総務費187万3,000円の増額、2款保険給付費1億8,203万3,000円の増額計上をいたしました。

124ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略いたします。

134ページを御覧ください。

一般職の給与費明細書でございます。上の表の総括の比較欄を御覧ください。

給与費と共済費、合わせて138万5,000円を増額計上いたしました。

職員手当の内訳は下表のとおりでございます。

以上が議第12号の説明となります。

続きまして、136ページをお願いいたします。

議第13号 令和6年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を申し上げます。

令和6年度下呂市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ305万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,039万1,000円とするものです。款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によります。令和7年2月25日提出。

137ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の上段は歳入でございます。

4款繰入金305万7,000円の減額。

下段は歳出で、2款後期高齢者医療広域連合納付金305万7,000円の減額計上をいたしました。

138ページからは、歳入歳出予算事項別明細書になりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、議第13号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第14号及び議第15号について詳細説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（小澤和博）

補正予算書の141ページを御覧ください。

議第14号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）の詳細説明を申し上げます。

令和6年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ478万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,569万3,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和7年2月25日提出。

142ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主なものとして、1款サービス収入は1,572万円の増額、3款県支出金は341万7,000円の減額、6款繰入金773万4,000円を減額計上しました。

143ページに移っていただき、歳出になります。

2款サービス事業費は614万1,000円の増額、3款施設整備費は172万8,000円を減額計上しました。

144ページからは、歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略いたします。

152ページを御覧ください。

一般職の給与費明細書です。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。給与費、共済費を合わせて582万2,000円を増額計上しました。職員手当の内訳は下表のとおりです。

154ページを御覧ください。

会計年度任用職員の給与費明細書です。

共済費6万円を増額計上しました。

以上が、令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）の説明となります。

引き続き、155ページを御覧ください。

議第15号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）の詳細説明を申し上げます。

令和6年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,614万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億7,519万6,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和7年2月25日提出。

156ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主なものとして、4款国庫支出金は3,036万4,000円を増額、5款支払基金交付金は3,568万1,000円を増額、6款県支出金は2,084万6,000円を増額、10款繰入金は4,900万6,000円を増額計上しました。

157ページに移っていただき、歳出になります。

1款総務費は373万4,000円を増額、2款保険給付費は1億2,466万7,000円を増額、5款地域支援事業費は749万6,000円を増額計上しました。

158ページからは、歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略いたします。

169ページを御覧ください。

特別職の給与費明細書です。

表の下段、比較欄のその他の特別職の報酬21万6,000円を増額は、介護保険認定審査会委員の報酬です。

170ページに移っていただき、一般職の給与費明細書です。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。給与費、共済費を合わせて236万1,000円を増額計上しました。職員手当の内訳は下表のとおりです。

以上で、令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第16号について詳細説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵）

172ページを御覧ください。

議第16号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）の詳細説明を申し上げます。

令和6年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ197万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,774万4,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和7年2月25日提出。

173ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出補正で、上段は歳入でございます。

主なものとして、1款診療収入1,045万円の減額、7款繰入金1,239万7,000円の増額を計上いたしました。

下段は歳出でございます。

2款医業費152万2,000円の増額計上をいたしました。

174ページからは、歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略させていただきます。

179ページを御覧ください。

一般職の給与費明細書です。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。給与費、共済費を合わせて267万9,000円を増額計上いたしました。職員手当の内訳は、下表のとおりです。

181ページを御覧ください。

会計年度任用職員の給与費明細書でございます。

給与費84万3,000円の減額計上をいたしました。

以上で、議第16号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）の詳細説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第17号について詳細説明を求めます。

地域振興部長。

○地域振興部長（大坪孝弘）

それでは、補正予算書183ページを御覧ください。

議第17号 令和6年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げ

げます。

令和6年度下呂市の下呂財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ646万8,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和7年2月25日提出。

それでは、事項別明細書186ページを御覧ください。

歳入の補正でございます。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入の12万4,000円の増額は、令和6年9月から時間貸駐車場となっております幸田地内の土地貸付収入の増額でございます。

下段の4款諸収入、3項雑入、1目雑入の19万円の増額は、財産区有林内での線下伐採に伴う補償料の増額でございます。

続いて187ページを御覧ください。

歳出の補正でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費33万2,000円の増額は、一般管理諸経費44万7,000円の減額と、管理運営基金積立金77万9,000円の増額による補正でございます。

次の188ページは財産区の管理委員の給与明細書でございます。

以上で、令和6年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第18号について詳細説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山中明美）

補正予算書189ページを御覧ください。

議第18号 令和6年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和6年度下呂市の学校給食費特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ432万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,098万1,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によります。令和7年2月25日提出。

190ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

今回の補正につきましては、今年度の決算見込みにより予算を調整するものでございます。

歳入は、1款繰入金、1項一般会計繰入金139万6,000円の減額、3款諸収入、1項雑入292万5,000円の減額でございます。

歳出は、1款1項学校給食費432万1,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第19号及び議第20号について詳細説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（今村正直）

それでは、補正予算書194ページを御覧ください。

議第19号 令和6年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和6年度下呂市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業収益は1,843万1,000円を減額し、8億7,467万8,000円に、第1款水道事業費用は137万2,000円を減額し、13億8,570万円とするものです。

第3条、令和6年度下呂市水道事業会計予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,269万4,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金1億42万9,000円及び消費税資本的収支調整額2,226万5,000円で補てんするものとする。」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,501万8,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金1億903万3,000円及び消費税資本的収支調整額1,598万5,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次ページになります。

第1款資本的収入は4,340万8,000円を減額し、4億1,871万4,000円に、第1款資本的支出は4,108万4,000円を減額し、5億4,373万2,000円とするものです。

第4条、予算第5条本文中債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

表2のとおり、積算システム保守管理業務について補正します。

第5条、予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

職員給与費は137万2,000円を減額し、5,578万1,000円とするものです。令和7年2月25日提出。詳細は実施計画明細書で説明しますので、204ページを御覧ください。

1款水道事業収益、1項1目給水収益、水道料金1,843万1,000円の減額は、当初予算で見込んでいたほどの伸びが見込めないため下方修正をするものです。

続いて、207ページを御覧ください。

1款資本的収入、2項1目負担金4,340万8,000円の減額は、当初予定していた道路改良工事箇所数の減少によって水道管の移転工事箇所が減少したことなどによる減額です。

下段になります。1款資本的支出、1項1目改良費、工事請負費4,108万4,000円の減額は、今説明しました道路改良工事の減少に伴う水道工事減少による減額です。

続いて、議第20号について説明させていただきます。

209ページを御覧ください。

議第20号 令和6年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和6年度下呂市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度下呂市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款下水道事業収益は1,431万9,000円を減額し、12億3,333万7,000円に、第1款下水道事業費用は1,509万8,000円を減額し、18億359万5,000円とするものです。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額417万1,000円は、消費税資本的収支調整額で補てんするものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,520万円は、消費税資本的収支調整額で補てんするものとする」に改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入は4,702万9,000円を減額し、14億6,557万5,000円に。

次ページになります。

第1款資本的支出は3,600万円を減額し、14億8,077万5,000円とするものです。

第4条、予算第5条本文中債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

表のとおり、積算システム保守管理業務について補正をします。

第5条、予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改める。

幸田浄化センター耐震工事終了に伴い、表のとおり限度額を補正します。

第6条、予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

職員給与費は386万3,000円を減額し、2,902万8,000円とするものです。

次ページをお願いします。

第7条、予算第10条本文中「下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、2億8,540万6,000円である。」を「下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、2億7,108万7,000円である。」に改める。令和7年2月25日提出。

詳細は実施計画明細書で説明しますので、221ページを御覧ください。

1款下水道事業収益、1項2目一般会計補助金1,431万9,000円の減額は、充当先である下水道事業費用の確定に伴う減額です。

次ページをお願いします。

1款下水道事業費用、1項1目管渠費及び2目処理場費、それぞれの工事請負費550万円の減額は、不測の事態に備え計上していました工事費が不要となったため減額するものです。

次ページをお願いします。

1款資本的収入、1項1目建設改良企業債3,000万円の減額は、幸田浄化センター耐震事業費の確定に伴う減額です。

同じく3項1目工事負担金332万9,000円の減額は、河川改修工事に係る下水道管移転補償金額

が確定したことによる減額です。

同じく 3 項 2 目受益者負担金145万円の増額と、4 項 1 目受益者分担金255万円の増額は、今年度の新規加入者の負担金等を一括計上するための増額です。

同じく 5 項 1 目国庫補助金1,770万円の減額は、幸田浄化センター耐震事業費確定に伴う減額です。

次ページをお願いします。

1 款資本的支出、1 項 2 目処理場事業費の委託料3,600万円の減額は、幸田浄化センター耐震工事業務委託終了に伴う不用額の減額です。

以上で、議第19号及び議第20号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第21号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（小池雅之）

補正予算書の227ページを御覧ください。

議第21号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）です。

第1条、令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款下呂温泉合掌村事業費用は、第1項営業費用で1,682万5,000円を増額し、補正後の額を2億7,244万円とします。

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費について50万6,000円を増額補正し、補正後の額を8,494万7,000円とします。

第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定める。

事項として、滑り台事故の損害賠償請求訴訟に係る弁護士に対する事後報酬について、期間を令和7年度から本事件終了までとし、限度額を下呂市の得た経済的利益の10%に18万円を加えた額に消費税額を加えた額とするものです。令和7年2月25日提出。

それでは、補正額の詳細につきまして、実施計画明細書で説明しますので、235ページを御覧ください。

収益的支出の第1款下呂温泉合掌村事業費用、1項営業費用の1,682万5,000円を増額は、1目一般管理費で52万5,000円、3目販売費用で1,630万円を増額するものです。

1目一般管理費は、給与改定に伴う一般職員の給与等の増額に伴うもので、給与から負担金の各項目の予算を補正するものです。

3目販売費用は、原材料費や販売品仕入費に不足が見込まれるため増額をするものでございます。

236ページは、先ほど第4条で説明しました滑り台事故損害賠償請求訴訟に係る債務負担行為に関する調書でございます。

以上で、議第21号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第22号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（池戸美紀）

補正予算書237ページを御覧ください。

議第22号 令和6年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、御説明いたします。

第1条、令和6年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条は、令和6年度下呂市立金山病院事業会計予算（以下、予算といいます）第2条で定めた業務の予定量を補正するものでございます。

(1)年間患者数は、入院は8,030人の減で1万6,425人に、外来は3,645人の減で3万2,805人といたします。

(2)1日平均患者数は、入院が22人の減の45人に、外来は15人減の135人といたします。

第3条は、予算第3条で定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入につきましては、第1款病院事業収益のうち第1項医業収益を2億7,406万5,000円減額して9億6,405万5,000円といたします。

第2項医業外収益を2億5,120万8,000円増額して5億1,740万円といたします。

238ページをお願いします。

次に、支出では、第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用を2,358万5,000円減額して14億6,067万6,000円に、第2項医業外費用を8万7,000円増額して2,154万1,000円といたします。

第4条は、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めます。

(1)職員給与費につきまして、1,408万9,000円減額し7億9,933万円といたします。令和7年2月25日提出。

それでは、補正額の詳細を実施計画明細書で説明いたしますので、247ページを御覧ください。

収益的収入の1款病院事業収益の補正は、入院及び外来患者数の減少に伴うもので、1項医業収益、1目入院収益において2億3,761万5,000円を減額し、2目外来収益では3,645万円を減額します。

2項医業外収益では、3目補助金において120万8,000円を増額補正いたします。

4目負担金交付金では、医業収益等の全ての収入を充てても不足する病院事業運営経費について、一般会計補助金として2億5,000万円を繰り入れるものでございます。

248ページを御覧ください。

収益的支出の補正では、1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費において1,408万9,000円を減額します。

その内訳は、241ページの給料及び職員手当の増減額の明細のとおりでございます。後ほど御確認ください。

2 目材料費では、手術件数及び患者数の減少により医薬材料費を1,105万6,000円減額いたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本12件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第11号から議第22号までの12件については、会議システムで配付してあります付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託いたします。

休憩いたします。再開は館内放送にてお知らせします。

午前11時06分 休憩

午後 2 時40分 再開

○議長（中島達也議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、会議システムで配付をいたします。

〔追加日程配付〕

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付しております議事日程（第1号の追加1）追加日程第1、報第1号 委員長報告を日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議事日程（第1号の追加1）、報第1号 委員長報告を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

◎報第1号について

○議長（中島達也議員）

追加日程第1、報第1号 委員長報告を行います。

本定例会において付託いたしました日程第20、議第11号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第14号）、日程第21、議第12号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補

正予算（第5号）、日程第22、議第13号 令和6年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第23、議第14号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）、日程第24、議第15号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、日程第25、議第16号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）、日程第26、議第17号 令和6年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）、日程第27、議第18号 令和6年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）、日程第28、議第19号 令和6年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）、日程第29、議第20号 令和6年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）、日程第30、議第21号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）、日程第31、議第22号 令和6年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）、以上12件を一括議題といたします。

審査結果について、所管委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会、森委員長。

○予算決算常任委員長（森 哲士議員）

委員長報告を申し上げます。

本日、11時15分から、下呂庁舎3－1会議室において、委員全員と議長、執行部からは市長、副市長、教育長をはじめ担当職員の出席をいただき、予算決算常任委員会を開催し、令和7年第2回下呂市議会定例会において審査を付託されました議第11号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第14号）から議第22号 令和6年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）までの12会計の補正予算について審査いたしました。

今回の補正につきましては、総額で8億6,180万4,000円を増額するもので、人事院勧告を踏まえた給与改定やその他の異動などを反映した人件費補正のほか、事業費、事務費の実績見込み、財源の確定などに伴い、年度末における過不足を整理する補正予算が主なものとなっていました。

人件費を除いた増額補正の大きなものとして、市役所下呂庁舎に隣接する飛騨農協旧下呂支店用地の購入と関連事業の実施に1億59万円の増額、下呂温泉における民間主体がにぎわいづくりを推進するために創設した下呂温泉にぎわいづくり基金への積立金として、一般財団法人民間都市開発推進機構からの資金拠出の決定を受け1億円の増額、市立金山病院について、医業収益等の全ての収入を充てても不足する運営経費分として一般会計から病院事業会計への繰出金2億5,000万円を増額、国が新たな創設した新しい地方経済生活環境創生交付金のメニューの一つである地域防災緊急整備型を活用し、避難所資機材購入と防災倉庫建設工事を実施するため2,621万1,000円の増額など、補正予算計上に至った理由などについて説明を受けました。

委員会での審査の状況を一部紹介させていただきます。

飛騨農協旧下呂支店用地の購入に関しましては、委員からは、駐車場として機能を持たせるとともに、下呂温泉街の活性化につながる施設整備であるが、今回の補正予算に計上された用地の購入費9,980万5,000円の算定根拠はとの質疑がされ、執行部からは、購入費に関しては令和5年度に市が提示する鑑定価格と飛騨農協からの提示価格との中間価格とすることで合意をし、その

後旧下呂支店解体後の測量により対象面積が1,941.72平米と確定した。市が行った不動産鑑定による価格は1平米当たり4万2,800円、飛騨農協が希望する相続税路線価を根拠とした価格は1平米当たり6万円であり、その中間価格である1平米当たり5万1,400円で算定した9,980万4,400円を購入価格としたとの答弁がありました。

また、市立金山病院事業会計については、委員からは、医師、看護師不足や人口減少などによる経営悪化から脱却、そして地域医療の役割を果たしていくため、療養病棟を閉鎖し1病棟化とする決断がされ、今後健全経営に向け取り組まれることとなるが、今回の補正予算に含まれている患者数の減少に伴う収益の減は致し方ないが、支出面での改善方策はないか、この収支バランスはいつまで続く見通しなのかとの質疑がされ、執行部からは、医業費用においては人件費比率が87%を超え大きな割合となっている。このため令和8年度からの医療スタッフ体制の適正化を目指すとともに、金山病院の機能と役割のさらなる見直しを行うことで一般会計からの基準外繰入額が発生しないよう努めていくとの答弁がありました。

その後、議第11号から議第22号までの12議案につきまして、採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

◎議第11号から議第22号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本12件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第11号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第14号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第12号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第13号 令和6年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第14号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第15号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第16号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第17号 令和6年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第18号 令和6年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第19号 令和6年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第20号 令和6年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であり

ます。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第21号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第22号 令和6年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎市長施政方針説明

○議長（中島達也議員）

日程第32、市長施政方針説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登）

令和7年第2回下呂市議会定例会が開会されるに当たりまして、本日提案いたしました当初予算案をはじめ各議案の御審議をお願いいたしますとともに、令和7年度の市政運営の基本方針について御説明を申し上げます。

令和7年度は第三次総合計画が開始される年であり、新たな未来を切り開いていくための重要な1年となります。少子高齢化、人口減少に加え、昨今の物価高騰は市民生活を圧迫し、地域経済にも深刻な影響を与えております。これらの課題に正面から向き合い、持続可能な社会を構築していく必要があります。このような状況を踏まえ、令和7年度の市政運営においては、下呂市の新たな挑戦の年と位置づけ、下呂市の持続的な成長と市民の幸福の実現に向け、必要な政策を大胆に進めてまいります。

下呂市第三次総合計画は、2025年から2040年の16年間を計画期間とし、基本構想では「未来につなぐ ふるさとづくり」を理念とし、将来像を「ぬくもり つながり わくわく下呂市」と定めております。これはSGDsの環境・社会・経済の3層構造をベースに、豊富な自然環境を土台として、市民が安心して暮らせる温かい地域社会を築き、地域間のつながりを強化し未来への希望に満ちた活気あるまちを目指すものであります。

第三次総合計画の中で明言し、重要視している考え方があります。それはウェルビーイングです。これはウェル（よい）とビーイング（状態）から成る言葉で、一人一人の幸福度、満足度を最優先に考えるということです。

国の調査による下呂市のウェルビーイング指標を分析した結果、外部からの客観的な評価は高

いことが分かりました。しかしながら、下呂市で暮らす市民の皆様の主観的な評価が低いということも分かりました。その現状を打破し、市民の皆様がふるさと下呂市に自信と誇りを持ち、誰もが心豊かに安心して暮らせるウェルビーイングなまちを目指します。

第三次総合計画の基本計画期間である4年間で、分野横断的に集中して取り組むプロジェクトとしての柱が3つあります。

1つ目は人口減少対策プロジェクト、2つ目はまちづくりプロジェクト、3つ目は行財政改革プロジェクトであります。新年度の主要事業について、これらの3つの柱に沿って説明をまいります。

重点プロジェクトにおける1つ目の柱である人口減少対策では、活力あふれる地域経済の創造を目指してまいります。地域経済を活性化し、地域の魅力を高め、人と投資を呼び込み、きめ細やかな子育て支援などにより市民の生活を豊かにすることで少子化対策にもつなげてまいります。

商工業の分野では、下呂市中小企業・小規模企業振興基本条例の令和7年4月施行に伴い、中小企業、小規模事業者のさらなる発展に注力してまいります。これにより商工会への支援を拡充し、市内の各商工会が地域の特色に合わせたきめ細かな支援を充実させるとともに、市内5つの商工会の連携を強化することで市内産業を力強く活性化してまいります。

地域経済の活性化には、新たな販路開拓も重要と考えております。下呂市特産品を専門に扱うサイトを開設し、魅力あふれる下呂市特産品を全国へ、そして世界へと発信してまいります。

下呂市の経済を大きく支える力となっているふるさと納税については、令和6年の寄附額は過去最高の12億円を超えましたが、さらなる商品開発やデータを活用したマーケティングを一層強化していくことで下呂市のファンを増やし、魅力的な返礼品のさらなる商品開発を促進し、地域経済の活性化を進めてまいります。

地域経済を支える人材の確保は最重要課題であり、今年度より実施している事業者への雇用活動に対する支援や新規就職者への就職奨励金に加え、市内事業所へ新たに就職する方への奨学金返還支援について、県の新たな支援制度に対する市独自の上乗せ支援を行います。

人材の確保については、商工業の分野だけにとどまらず、介護、看護、保育といった市民生活を支えるエッセンシャルワーカーの皆様に対する雇用についても引き続き推進してまいります。また、市内に新たに就職する看護師に対する就職奨励金を開始するとともに、小・中学生が医療従事者を目指す夢を育むきっかけづくりを整えるなど、慢性的に不足している医療従事者の確保にも取り組んでまいります。

市営住宅については、市民の皆様快適な居住環境を提供することや住宅困難世帯向けの住宅セーフティーネットとしての役割はありますが、新たに市営住宅の社宅活用を実施するほか、民間空き家を活用した定住促進住宅の創設に向けた準備を行ってまいります。これらの取組により、市内事業者の雇用促進につなげてまいります。

農業の分野においても、担い手不足の解消は喫緊の課題となっております。新たに、小さな担い手である兼業農家に対しても、機械の購入支援を行うことで未来の担い手である新規就農者へ

のサポートと併せ農業の担い手の確保、育成を行ってまいります。

家庭菜園を中心に小動物の被害が広がっており、農業者の耕作意欲の低下が懸念されています。小動物の中でも、とりわけタヌキ、ハクビシン、アナグマによる被害は増加傾向にあることから、これら3頭を対象に捕獲報償金を引き上げ、捕獲強化に取り組むことで被害の軽減に努めてまいります。

市内で生産される農産物などを市の特産品として適正な価格で活発な流通が行われるよう、また当市においても広がりを見せている有機・低農薬栽培や地産地消を推進するため、農業生産者等が取り組む販路の拡大やプロモーション活動を支援してまいります。

鮎などの水産品につきましても、下呂市の美しい自然環境を背景として全国的に高い評価をいただいております。下呂市の宝の一つと考えています。よって、市内の漁業協同組合や川魚の養殖業者及び関係団体等と連携し、市内水産物の販売促進やブランド化に対する支援、水環境の維持や保全に関する活動を支援してまいります。

林業の分野では、市のかげがえのない財産である森林を健全な状態に保つため、地域の森林に精通する森林造成組合の活動を支援しており、地域の人が森林に関心を持っていただける契機となるよう森林境界明確化活動を交付対象に追加いたします。

そして、市の知名度を全国に牽引している観光業のさらなる飛躍は、下呂市の発展には欠かせないと考えております。令和7年10月から新たに導入する宿泊税については、市内8つのJR駅舎の整備をはじめ、景観まちづくりなどの受入れ環境の整備充実や、誘客促進事業に活用してまいります。

また、宿泊税の導入に併せ入湯税の財源充当についても分かりやすく見直し、インバウンドの強化、各観光協会、観光関連団体が主催する事業への取り組み支援や観光イベントの拡充など、計画的かつ訪れた観光客が効果を実感し満足度向上につながるよう有効に活用してまいります。

下呂温泉を訪れる観光客が、より広範囲に移動でき、市内の魅力ある観光スポットを効率的に巡ることができるよう、下呂温泉と飛騨小坂のがんだて公園などを結ぶシャトルバスを試験的に運行します。そして、観光客が目的地にスムーズに到着することができ、移動時間やストレスを軽減し、快適な街歩きにつながるよう既存の案内表示板の設置状況や景観に調和したデザインの構想を策定します。交通案内や観光案内などの案内表示の環境を整えることで、観光客の市内循環を促し、観光地としてのさらなる魅力向上、リピーター獲得や観光消費額の増加につながる取組を進めてまいります。

下呂温泉には、にっぽんの温泉100選などで5年連続全国3位以内という高い総合評価を受けながらも、分野別に見てみると、雰囲気や見どころなど全国1位を目指すためにはさらなる力を入れていく必要があると感じております。そこで、下呂温泉の魅力をさらに輝かせるため、住民の皆様と力を合わせ、風情と情緒ある温泉街の景観づくりを森地区の松原通り、阿多野谷周辺から始めてまいります。主な取組としては、景観ルールに基づく住宅や店舗の修景整備への補助金を予定しております。

そして、下呂温泉の玄関口である下呂駅周辺整備についても、10年後の高山本線開業100周年を見据え取り組んでまいります。駅舎の改築、駅前ロータリーや東西を結ぶ自由通路など周辺整備の検討や、関係機関との調整など各種準備を進めてまいります。また、関連する下呂温泉病院本館跡地整備についても同時進行的に進めてまいります。

移住定住について、ふるさとを離れた下呂市出身者をターゲットとして本年度から実施しているUターンおかえり奨励金については、給付者が想定枠の20人を超え、大変喜ばしい成果を上げております。市外からのUターンに直結する支援として、今後も制度を積極的に周知し、移住定住を力強く推進してまいります。

毎年、市内への転入が増え続けている外国人移住者に対しても、これまで実施してきた交流サロンに加えて、外国人向け自習室を設け、外国人の方々が地域に溶け込んでいける温かい環境づくりを進めてまいります。

昨年の市政施行20周年記念式典で宣言した下呂市ダイバーシティ宣言に基づき、多文化共生に向けた取組を着実に進めてまいります。

昨年の「清流の国ぎふ」文化祭事業として開催となった南飛騨アートディスカバリーについては、予想を上回る多くの方々に御来場いただき成功を収めることができました。各アーティストや市外からの来場者との心温まる交流に加え、市民の皆様にとっても新たな芸術・文化に触れるすばらしいきっかけづくりとなりました。これらの感動をレガシーとするため、芸術祭を今後も継続して開催できるよう基本計画を作成し、芸術・文化を新たな観光資源として、交流人口の増加や地域の活性化を目指してまいります。

文化財の保護につきましても、未来につなぐべき大切な文化遺産として引き続き計画的に実施してまいります。また、金山地域の菅田川で国特別記念物オオサンショウウオとチュウゴクオオサンショウウオの交雑が進んでおり、生態系に及ぼす影響が懸念されております。特定外来生物である交雑個体の防除を行い、在来種の保護を行ってまいります。

昨年の市制施行20周年記念式典で宣言した「こどもまんなか宣言」や、新たに策定する下呂市こども計画で掲げた施策などにより、子供を地域、学校、家庭の中心に位置づけ、子供とともに学び合い成長することで地域全体を豊かにしていくことを目指し、結婚から子育て、教育まで切れ目のない子育て支援を進めてまいります。

新婚世帯に対し、結婚に伴う新居の取得費用や家賃など、新生活スタートアップに係る費用を軽減する支援について、対象世帯の年齢制限を撤廃することや、岐阜県パートナーシップ宣誓制度により宣誓した世帯も対象とするなど、支援を拡大してまいります。

下呂温泉病院での分娩が休診となっているため、分娩する施設への交通費を助成し、周産期医療体制の不足を補い、安心して妊娠、出産できる環境を整えてまいります。

子供が病気の際に、子育て中の保護者が就労などの事情で自宅での保育が困難な場合に、保育所等の専門施設に一時的に預けることができる病児保育事業を実施いたします。また、より安全な施設で子供を預けることができるよう施設整備も行い、就労等をしながら子育てしやすい環境

を整えてまいります。

2人以上の子を養育している保護者の負担軽減を図るため、第2子に係る保育料の半額減免の適用を受けていない世帯に対して、半額減免相当額に当たる交付金の支給を行います。

小学校入学に際しては、本年度に引き続き、市内在住の小学校新1年生を対象として、新入学用品の中でも高額なランドセルの無償配付を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

市内高校生に対しては、市内から交通機関を利用して県立益田清風高校に通学する生徒及び市内のＪＲ各駅から市外に通学する高校生に対して交通費の支援を実施いたします。

また、大学や各種専門学校などへ通学する学生がおられる世帯に向けた支援として、令和8年度の開始を想定した新たな奨学金制度を創設し、令和7年度中に申込受付を開始いたします。制度の使いやすさはもちろんのこと、地元就職に対する返還支援などのインセンティブも準備し、未来を担う若者を全力で応援いたします。

近年の厳しい気象条件に対応し、熱中症対策として昨年度の南部地域中学校に引き続き、北部地域中学校の理科室や音楽室などの特別教室に空調設備を整備いたします。

省エネを推進するため、屋内運動場の照明ＬＥＤ化や老朽化した屋内運動場アリーナ床の改修を行い、子供たちが伸び伸びと運動できる環境を整備します。子供たちの安全を第一に考え、更新期を迎えた設備の改修を順次着実に行ってまいります。

重点プロジェクトにおける2つ目の柱であるまちづくりについては「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指してまいります。人口減少対策により人口の減少を食い止めると同時に、人口減少社会において規模が縮小することを想定した効率的な社会基盤を整備することで、将来世代に向けて安心して暮らせるまちづくりを行ってまいります。

令和7年度からの国の带状疱疹ワクチン定期接種化を受けて、定期接種対象外で带状疱疹の発症リスクの高い年代の早期の予防接種にも対応するため、国の制度に併せて市単独となる带状疱疹予防接種の助成を行い、市民の健康保全に寄与してまいります。

医療提供体制については、必要な医療を安定的に提供し続けていくことが重要であるため、医療ＤＸの推進に加え県立下呂温泉病院と市立金山病院の連携を強化するとともに、飛騨圏域や中濃圏域の医療機関との連携も強化し、市内の医療提供体制をより強固なものとしてまいります。

高齢者福祉については、市のシニアクラブ活動に係る支援を拡充し、各事務局への専任担当者の設置を支援することできめ細やかなサポートを実施いたします。また、各種団体等との連携を図るなど、シニアクラブ活動をより一層活性化させ、高齢者の皆様への助言、相談、生きがいづくりを進めてまいります。

人口減少が進んでも健康や福祉などの行政サービスを確実に提供するため、将来を見据えた環境整備が求められています。こうしたことから、下呂温泉病院や下呂交流会館など既存公共施設が集中する下呂市森の上ヶ平地区に様々な行政サービス機能を集約した拠点を整備するため、下呂温泉病院西側の県有地を取得いたします。

まずは老朽化や近年の豪雨災害時で不安を抱える特別養護老人ホームあさぎりサニーランドの移転計画を着実に進め、将来にわたり安心して暮らせる住環境の実現を目指してまいります。

障がい福祉については、聴覚障がい児の言語習得機会の確保、コミュニケーション能力の発達支援のため、補聴器及び人工内耳に必要な電池、充電電池、充電器の購入費の一部を助成し、聴覚障がい児を育てる保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

人口の減少により予想される深刻な人手不足など、様々なリスクを回避するためのまちづくりが全国で始まっています。下呂市では、令和6年度からコンパクト・プラス・ネットワークという考え方の下、立地適正化計画の策定を進めています。今後は、計画の素案を住民の皆様にお示ししながら、将来を見据えた持続可能なまちづくり計画の策定を目指してまいります。

道路交通網の整備については、濃飛横断自動車道の中津川工区の早期完成や堀越峠道路和良工区の早期着工、下呂・中津川間のルートの決定と早期事業化、また市の大動脈である国道41号では屏風岩改良や門原防災の早期完成、三原防災の早期事業化、美濃加茂・下呂間強靱化事業の推進など、道路インフラや交通網の整備を強力に進めてまいります。安全で快適な道路網の整備は、市民生活の向上だけではなく観光客誘致や地域経済の活性化にも大きく貢献します。これらも国や県と連携し、道路整備に積極的に取り組んでまいります。

上下水道については、今後も安定的に運営していくための財源確保や安定供給に関する整備が必要不可欠です。下水道処理施設の耐震化に向けた設計を開始するなど、災害時にも市民生活に支障を来すことのないよう、安定供給のための取組を着実に進めます。安全な水は市民生活の基盤であり、決して途絶えることのないよう上下水道施設の整備、維持に万全を期してまいります。

公共交通については、高齢者等の移動困難者の移動手段として、金山地域、小坂地域、馬瀬地域及び下呂地域の一部でデマンドバスをドア・ツー・ドアで運行することで交通空白地の解消を図り、誰もが自由に移動できるまちづくりを目指します。移動の自由を保障することは、全ての市民が社会参加できる活力ある地域を創造するために不可欠です。これからも公共交通の充実に向け取組を進めてまいります。

運転手不足解消手段の一つとして、未来のテクノロジーである自動運転活用が期待されています。将来のリニア中央新幹線岐阜県駅の開業により増加が見込まれる人流を地域に取り込むため、自動運転による地域内交通の構築を計画し、下呂駅から下呂温泉病院までを自動運転車両で観光客等を周遊させる実証実験を実施してまいります。

環境の分野では、昨年の市制施行20周年記念式典で宣言した「ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロを実現するため、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画を改定し、温室効果ガスの排出削減を計画的に図ってまいります。美しい自然を守り、次世代に誇れる財産として引き継ぐことは私たちの責務です。地球温暖化対策として、先進的な取組を積極的に導入し、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

ゼロカーボンと密接に関わる森林整備においては、市有林の間伐等の整備をすることにより森林が有する水源涵養機能や水質浄化機能、土砂流出防止機能、生物多様性保全機能などの維持、

向上、回復を図ってまいります。また、Jクレジット、Gクレジット制度を活用し、新たな財源を確保してまいります。豊かな自然は私たちの暮らしを支えるかけがえのない財産です。これからも森林整備に積極的に取り組み、人と自然が共生するまちづくりを進めてまいります。

市民の皆様が安心して暮らすためには、災害に対する備えも重要となってまいります。地震による建物被害を軽減し、いつまでも安心して暮らせるまちを実現するため、木造住宅耐震化への助成を拡充いたします。

災害時の備えについては、医療提供体制の充実も重要です。災害時に医療救護所を開設し速やかに診療が開始できるよう災害時に使用する医薬品等を充実させ、いつ起こるか分からない災害に備えてまいります。災害時においても、市民の皆様が適切な医療を受けられるよう下呂市医師会や下呂市薬剤師会と共に万全の体制を構築してまいります。

大規模地震が発生した際の電気に起因する火災を防ぐため、地震を感知して電源を止めるための感震ブレーカーの普及推進のため、感震ブレーカーの設置に係る費用の補助を行います。地震による火災は、被害をさらに拡大させる大きな要因となります。1人でも多くの市民の皆様に感震ブレーカーを設置していただくことで大切な命と財産を火災から守ります。

公共インフラの整備とともに、地域住民が主体的に地域課題の解決に取り組む仕組みづくりも重要となってまいります。旧町村区域または小学校区を単位として、安全・安心に住み続けられることを目指した課題解決に取り組む地域運営組織の設置を進め、運営を支える集落支援員を増員し地域づくりを支援してまいります。

重点プロジェクト、最後の柱は行財政改革です。

人口減少対策やまちづくりを行う上で、将来を見据えた計画的な財政運営と業務の実施により事業効果の最大化を図っていく必要があります。限られた財源を効率的かつ効果的に活用することは、市民の皆様への責任です。事務の無駄をなくし、生産性を高めることでよりよい行政サービスを提供してまいります。

財政運営については、第三次総合計画では実質公債費比率を2040年までに10%未満にするなど、明確な数値目標を設定いたしました。それに合わせて市債発行の限度枠を設け、計画的な財政運営を進めてまいります。今後、コストと効果を見定めた業務のマネジメントも実施していくことで事業の選択と集中を進め、下呂市の財政基盤を強固なものとしてまいります。

公共施設は老朽化が進み、これら全ての施設を改修することは実質的に困難です。未来を見据えた効果的な再配置について、データに基づいた計画的な取組を、総務省の地域力創造アドバイザー事業などを活用し外部有識者の知恵も借りながら進めてまいります。ただし、単なる施設の削減を進めるものではなく、官民連携を基本とした公共施設の有効活用のため新たな指針も作成してまいります。

市役所内のデジタル化については、デジタルトランスフォーメーションを強力に推進し、市民サービスの向上と業務効率化を目指してまいります。具体的には、最先端技術である生成AIや革新的なノーコードツールなどの積極的な活用により情報共有の円滑化、ペーパーレス化、業務

プロセスの自動化などを進め、職員の生産性向上を図ってまいります。

また、さらなる市民サービスのデジタル化も推進してまいります。DX推進を通じて、市民の皆様の利便性を飛躍的に向上させるとともに、より効率的で質の高い行政サービスを提供してまいります。

以上、主要な事業の一部について、その概要を申し上げました。

令和7年度の一般会計の歳入歳出予算は225億5,000万円で、前年度対比8億8,000万円、3.8%の減となり合併後7番目の規模となりました。

市の歳入の根幹をなす市税は、昨年度と比べて2億69万円増額して計上しています。これは定額減税の廃止に伴う個人市民税や、新たに導入する宿泊税による増収を見込んだものです。

また、地方交付税については、国の方針に基づき一般財源の確保が適切に行われた一方で、市債の償還状況などを考慮し過大な見積りとならないよう3億728万円の減額で計上しております。不足する財源については、財政調整基金をはじめふるさと寄附を原資としたふるさと応援基金からの繰入れや、地域振興、まちづくりのために積み立てた地域振興基金など、その他目的に沿った各種基金を最大限活用し予算編成を行っております。

一方、市債の発行については、第三次総合計画に定めた上限額15億円の範囲内での計上とし、財政の健全化に配慮しながら必要な事業を推進する方針です。

今後も、基金や交付税措置に有利な市債の活用を通じた財源の確保に努めるとともに、大型事業に向けた計画的な基金積立てを進めることで持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

組織改編については、施策を進める上で専門性や効率性が求められることから、実情に見合った見直しを行います。本議会で市の行政組織条例の改正案を提出させていただきましたが、その内容について改めて概要の御説明をさせていただきます。

市立金山病院を市民保健部の傘下に位置づけ、市内の各医療機関と連携を図り、市の医療体制の総合的な構築を推進します。

高齢福祉課内にある地域包括支援センターを課として独立させ、よりきめ細やかな住民サービスが提供できる体制を整えます。

税務課の課内室として設置されている債権管理室を収納係と統合し、収納対策室として再編いたします。

119番通報の受信から対応までの迅速化と質の向上を図るため、救急指令課を新設します。

激甚化する自然災害への緊急消防援助隊の需要増加に対応するため、警防課を新設いたします。

以上、令和7年度の市政運営の基本方針並びに主要の施策の概要等について御説明を申し上げましたが、こうした施策の推進に当たりましては、議員各位をはじめ市民の皆様様の御理解、御協力が必要不可欠と考えております。下呂市が持つ可能性を最大限に引き出し、市民の皆様と共にわくわくする下呂市を一丸となつてつくり上げてまいりますので、皆様方の温かい御支援を賜りますようお願い申し上げまして、令和7年度の施政方針の御説明とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議第23号から議第43号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也議員）

日程第33、議第23号 財産の譲与について、日程第34、議第24号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について、日程第35、議第25号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について、日程第36、議第26号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第37、議第27号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第38、議第28号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第39、議第29号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第40、議第30号 下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について、日程第41、議第31号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第42、議第32号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、日程第43、議第33号 下呂市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、日程第44、議第34号 下呂市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、日程第45、議第35号 下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程第46、議第36号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第47、議第37号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について、日程第48、議第38号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について、日程第49、議第39号 下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について、日程第50、議第40号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第51、議第41号 令和7年度下呂市水道事業会計への繰出について、日程第52、議第42号 令和7年度下呂市下水道事業会計への繰出について、日程第53、議第43号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について、以上21件を一括議題といたします。

初めに、議第23号について、提案理由の説明を求めます。

通信指令課長。

○通信指令課長（加藤勝義）

議案書54ページを御覧ください。

議第23号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与することについて、議会の議決を求める。

1. 譲与する財産、建物、所在地、下呂市小坂町小坂町595番地2、建物名称、小坂町消防機庫、構造、鉄骨造、延べ床面積、21.15平方メートル。2. 譲与する相手方、下呂市小坂町小坂町、小坂町区区長 野尻嘉幸。3. 譲与する理由、令和6年度、小坂町消防詰所新築整備に伴い使用を終了する川井田集会場併設の消防機庫について、小坂町区より防災施設として使用したい

旨の要望があり譲与するものでございます。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議第23号 財産の譲与についての説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中島達也議員）

次に、議第24号から議第31号までの8件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（野村 穰）

それでは、議案書の55ページをお願いいたします。

議第24号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について。

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由、部の位置づけである金山病院事務局を市民保健部所管の課とすること及び各部の分掌事務の見直しを行ったことに伴い、当該条例を改正するものでございます。

概要でございます。下呂市行政組織における部の位置づけである金山病院事務局を市民保健部の傘下に位置づけ、医療対策行政の一元化を図ります。また、各部の事務分掌を見直し、各部の業務、責務を明確化するものでございます。

この条例は、令和7年4月1日から適用いたします。

それでは、60ページをお願いいたします。

議第25号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。昨年の救急車の事故を受けて、再発防止策を講じるべく消防業務に従事する人員を増員するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要でございます。消防本部の職員定数を93名から97名に増員するものでございます。

この条例は、令和7年4月1日から適用いたします。

63ページをお願いいたします。

議第26号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由です。令和6年人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、本市職員及び任期付職員の給与に関し必要な見直し等を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要でございます。下呂市職員の給与に関する条例の一部改正は、早期昇格時の給与の改善等、職責を重視した給料体系への見直しを行います。さらに、配偶者に対する扶養手当を段階的に廃

止するなど、職員手当を見直します。

また、小坂老人保健施設で勤務する介護職員について、職員確保を目的として、特に若年層の給与引上げと職務職責に応じた給料とするため、国が定めた福祉職給料表を導入いたします。

下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正は、特定任期付職員に期末手当のほかに支給されていた業績手当を廃止し、勤勉手当を支給することとし、期末手当と合わせた年間の支給率を3.65か月分とするものでございます。

この条例は、令和7年4月1日から適用いたします。

111ページをお願いいたします。

議第27号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由です。国の令和6年人事院勧告に準じて必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要でございます。下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正は、短時間勤務の会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を、合計で年間「2.35か月分」から「2.4か月分」に引き上げます。

下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正は、フルタイム勤務の会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当の支給率の合計を、年間で「2.35か月分」から「2.4か月分」に引き上げます。さらに、給料表も改定するものでございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

続いて、121ページをお願いいたします。

議第28号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。消防業務に従事する職員に支給する特殊勤務手当について、出勤回数等に応じた支給方法に改めるなど、特殊勤務手当の適正化を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要でございます。消防業務手当のうち、隔日勤務者に支給する手当を月額支給から勤務回数に応じて支給する方法に見直します。また、火災や救助等に出動した職員に支給する手当について、出勤内容とその出勤回数に応じた支給方法に見直します。

あわせて大規模災害等において、緊急消防援助隊として出動した消防職員に対して「緊急消防援助隊出勤手当」を新設します。

この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

続いて、125ページをお願いいたします。

議第29号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。令和6年8月8日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において示された「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目に基づき、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要でございます。下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は、深夜労働など時間外勤務免除の請求可能な職員の範囲について、「、3歳に満たない子」のある職員から、「、小学校就学の始期に達するまでの子」のある職員へ拡大し、要介護者を介護する職員へも準用するものでございます。

また、要介護者を介護する職員の仕事と介護の両立支援等について、必要な措置を設けます。

下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、上位法である育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に基づき、引用条文を改正するものでございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

続いて、133ページをお願いいたします。

議第30号 下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えること、職員が自発的に自己啓発や修学するための環境を整えることを目的に、地方公務員法に定める各種休業を導入するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要でございます。現在規定されております配偶者同行休業以外に、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業の3つの休業を新たに規定することから、条例の題名を下呂市職員の修学部分休業等に関する条例に改めます。また、それら休業に関し、休業中に給与を支給しないなどのルールを定めるものでございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

続いて、146ページをお願いいたします。

議第31号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由です。令和7年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要でございます。国民健康保険税を算定する税率及び税額を変更し、国民健康保険税の1人

当たりの年平均税額を約3,000円引き上げるものでございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第32号から議第34号までの3件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、議案書の151ページを御覧ください。

議第32号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について。

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。住宅困窮世帯への住宅セーフティーネット機能を果たしつつ、将来の人口規模に応じた適正な住宅ストック整備を目的に、入居期間を定め、新たに契約更新制度を導入するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、8項目の改正があります。

1. 第6条関係として、土地区画整備法の改正に伴う条項ずれを改めます。
 2. 第9条の2関係として、市営住宅に契約更新制度を導入するため、入居期間を2年間とすることを規定します。
 3. 第10条関係として、国土交通省の公営住宅管理標準条例（案）についての改正に伴い、用語を改めます。
 4. 第12条関係として、入居の際に届出をする緊急連絡先及び身元引受人についての定義を規定するとともに、身元引受人の確保が難しい場合には、新たに家賃債務保証制度を活用できるように住宅入居手続について規定をいたします。
 5. 第12条の2関係として、契約更新制度の導入による入居に係る2年ごとの更新手続について規定をします。この更新手続に当たり、入居者が第7条第1項に規定する入居資格である入居者の収入要件に合致すること、市税の滞納がないこと、現に住宅困窮していること及び暴力団員でないことを満たすこと、条例に違反していないことを承認の条件とします。
- また、下呂市市営住宅整備基本方針及び下呂市公益住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅の用途廃止等を目的とした入居者の計画的な移転のために、契約更新を停止することができます。
6. 第14条関係として、入居者が死亡または退去した場合における同居人の入居の承継が承認された場合に、新名義人による新規契約について規定をいたします。
 7. 第22条関係として、修繕費用の負担について、ふすまや障子の張り替えに関する問合せや苦情が多いことから、これを市の負担によらず入居者が負担すべき費用として規定をいたします。
 8. 第25条関係として、市営住宅では猫などのペットの飼育を迷惑行為に含めて認めておりませんが、猫の飼育や餌づけに関する苦情が多いことから、鳴き声、臭気等により近隣住民の生活

の平穩を害し、または他人に危害を加えるおそれのある動物の飼育の禁止を規定いたします。

この条例は、公布の日から施行します。

また、附則第2項において、既存入居者の入居に係る契約及び契約更新の経過措置について規定をいたします。

続きまして、議案書の160ページを御覧ください。

議第33号 下呂市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について。

下呂市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。公営住宅及び一般住宅と同様に中堅勤労者の居住の用に供する当該住宅において、将来の人口規模に応じた適正な住宅ストック整備を目的に、入居期間を定め、新たに契約更新制度を導入するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概略としましては、8項目の改正がございます。

1. 第6条関係として、土地区画整理法の改正に伴う条項ずれを改めます。
2. 第8条関係として、入居申込みの際に、入居予定者として決定した者への規定された通知がないことから、新たに入居決定通知書を規定します。
3. 第8条の2関係として、市営住宅に契約更新制度を導入するため、入居期間を2年間とすることを規定します。
4. 第9条関係として、入居の際に届出をする緊急連絡先及び身元引受人についての定義を規定するとともに、身元引受人の確保が難しい場合には、新たに家賃債務保証制度を活用できるように住宅入居手続について規定をいたします。
5. 第9条の2関係として、契約更新制度の導入による入居に係る2年ごとの更新手続について規定をいたします。この更新手続に当たり、入居者が第7条第1項に規定する入居資格である入居者の収入要件に合致すること、市税の滞納がないこと、現に住宅困窮していること及び暴力団員でないことを満たすこと、条例に違反していないことを承認の条件とします。

また、下呂市市営住宅整備基本方針及び下呂市公益住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅の用途廃止等を目的とした入居者の計画的な移転のために、契約更新を停止することができます。

6. 第19条関係として、修繕費用の負担について、下呂市市営住宅条例第22条の規定に合わせ、これを市の負担によらず入居者が負担すべき費用として規定をいたします。

7. 第23条関係として、市営住宅では猫などのペットの飼育を迷惑行為に含めて認めておりませんが、猫の飼育や餌づけに関する苦情が多いことから、鳴き声、臭気等により近隣住民の生活の平穩を害し、または他人に危害を加えるおそれのある動物の飼育の禁止を規定します。

8. 第26条関係として、入居者が死亡または退去した場合における同居人の入居の承継が承認された場合に、新名義人による新規契約について規定をいたします。

この条例は、公布の日から施行します。

また、附則第2項において、既存入居者の入居に係る契約及び契約更新の経過措置について規定をします。

続きまして、議案書169ページを御覧ください。

議第34号 下呂市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について。

下呂市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。公営住宅及び一般住宅と同様に高齢者や子育て世帯など特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する当該住宅においても将来の人口規模に応じた適正な住宅ストック整備を目的に、入居期間を定め、新たに契約更新制度を導入するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、8項目の改正がございます。

1. 第6条関係として、土地区画整理法の改正に伴う条項ずれを改めます。
2. 第8条関係として、入居申込みの際に、入居予定者として決定した者への規定された通知がないことから、新たに入居決定通知書を規定します。
3. 第8条の2関係として、市営住宅に契約更新制度を導入するため、入居期間を2年間とすることを規定します。
4. 第9条関係として、入居の際に届出をする緊急連絡先及び身元引受人についての定義を規定するとともに、身元引受人の確保が難しい場合には、新たに家賃債務保証制度を活用できるように住宅入居手続について規定をいたします。
5. 第9条の2関係として、契約更新制度の導入による入居に係る2年ごとの更新手続について規定をいたします。この更新手続に当たり、入居者が第7条第1項に規定する入居資格である入居者の収入要件に合致すること、市税の滞納がないこと、現に住宅困窮していること及び暴力団員でないことを満たすこと、条例に違反していないことを承認の条件とします。

また、下呂市市営住宅整備基本方針及び下呂市公益住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅の用途廃止等を目的とした入居者の計画的な移転のために、契約更新を停止することができます。

6. 第19条関係として、修繕費用の負担について、下呂市市営住宅条例第22条の規定に合わせ、これを市の負担によらず入居者が負担すべき費用として規定をいたします。

7. 第23条関係として、市営住宅では猫などのペットの飼育を迷惑行為に含めて認めておりませんが、猫の飼育や餌づけに関する苦情が多いことから、鳴き声、臭気等により近隣住民の生活の平穏を害し、または他人に危害を加えるおそれのある動物の飼育の禁止を規定いたします。

8. 第26条関係として、入居者が死亡または退去した場合における同居人の入居の承継が承認された場合に、新名義人による新規契約について規定をいたします。

この条例は、公布の日から施行します。

また、附則第2項において、既存入居者の入居に係る契約及び契約更新の経過措置について規

定をいたしております。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第35号及び議第36号について、提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（小澤和博）

議案書の178ページを御覧ください。

議第35号 下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

概要としましては、介護保険運営協議会が認める場合、地域包括支援センターの職員の員数について、常勤換算法によることを可能にすることと、それに関わらず複数の地域包括支援センターが担当する地域ごとの第1号被保険者の数を合算した数を基に、地域包括支援センターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を配置すれば各地域包括支援センターが配置基準を満たすとするものです。いずれも国の改正内容に対応し、条例改正するものです。

以上が、議第35号の説明になります。

続いて、議案書の183ページを御覧ください。

議第36号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

概要としましては、家庭的保育事業等の運営に関する要件において、栄養士を配置することを求めているところ、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができるよう管理栄養士を追加するものです。

条例の施行日は、令和7年4月1日としています。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第37号について、提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（小池雅之）

議案書の186ページを御覧ください。

議第37号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。
令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。企業立地促進及び企業支援を永続的に実施するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、附則において執行日を定めていた経過措置を削り、永続的な支援とするものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第38号及び議第39号について、提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（今村正直）

議案書の189ページを御覧ください。

議第38号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について。

下呂市下水道条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由は、下水道法施行令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

概要としましては、施行令で定められている放流水の基準が「大腸菌群数」から「大腸菌数」に改められるため、関係する条文を改めるものです。

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

続いて、192ページを御覧ください。

議第39号 下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由は、水道法施行令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

概要としましては、施行令で定められている水道等における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が緩和されたため、関係する条文を改めるものです。

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中島達也議員）

次に、議第40号についての提案理由の説明を求めます。

通信指令課長。

○通信指令課長（加藤勝義）

議案書、202ページを御覧ください。

議第40号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細については、条例要綱で説明します。

206ページを御覧ください。

改正理由は、提案理由と同じでございますので省略させていただきます。

2. 概要としまして、(1)消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を1万4,200円から1万4,500円に引き上げます。第5条第2項第2号関係。

(2)消防作業従事者等の扶養に係る補償基礎額の加算額に関する事項を改めます。第5条第3項、第4項関係。

(3)この条例は、令和7年4月1日から施行します。附則第1項関係です。

以上で、議第40号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。御審議のほどお願いします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第41号から議第43号までの3件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、議案書の207ページを御覧ください。

議第41号 令和7年度下呂市水道事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和7年度下呂市一般会計は、次のとおり令和7年度下呂市水道事業会計へ繰り出しするものとする。

繰出額 1億417万7,000円。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。料金収入等の全ての収入を充てても不足する簡易水道事業債元利償還金に対し、繰り出し基準を超えて繰り出しすることについて、議会の議決を求めるものです。

議第41号に関する説明は以上です。

引き続き、議案書の208ページを御覧ください。

議第42号 令和7年度下呂市下水道事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和7年度下呂市一般会計は、次のとおり令和7年度下呂市下水道事業会計へ繰り出しするものとする。

繰出額 1億6,361万3,000円。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。料金収入等の全ての収入を充てても不足する下水道施設の維持管理費等に対し、繰り出し基準を超えて繰り出しすることについて、議会の議決を求めるものです。

議第42号に関する説明は以上でございます。

引き続き、議案書の209ページを御覧ください。

議第43号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和7年度下呂市一般会計は、次のとおり令和7年度下呂市立金山病院事業会計へ繰り出しするものとする。

繰出額7,322万9,000円。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。医業収益等の全ての収入を充てても不足する病院事業運営経費に対し、繰り出し基準を超えて繰り出しすることについて、議会の議決を求めるものです。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本21件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第23号から議第43号までの21件については、会議システムで配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議第44号から議第55号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也議員）

日程第54、議第44号 令和7年度下呂市一般会計予算、日程第55、議第45号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、日程第56、議第46号 令和7年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、日程第57、議第47号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、日程第58、議第48号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、日程第59、議第49号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、日程第60、議第50号 令和7年度下呂市下呂財産区特別会計予算、日程第61、議第51号 令和7年度下呂市学校給食費特別会計予算、日程第62、議第52号 令和7年度下呂市水道事業会計予算、日程第63、議第53号 令和7年度下呂市下水道事業会計予算、日程第64、議第54号 令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、日程第65、議第55号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計予算、以上12件を一括議題といたします。

議第44号から議第55号までの12件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、ただいま上程されました議第44号 令和7年度下呂市一般会計予算から議第55号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計予算まで、一括で説明を申し上げます。

まずは一般会計予算書の4ページを御覧ください。

議第44号 令和7年度下呂市一般会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ225億5,000円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為は、第2表 債務負担行為、第3条の地方債は第3表 地方債によるものでございます。

第4条は、一時借入金の借入最高額を15億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和7年2月25日提出。

5ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

まずは歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

1款市税は44億7,358万3,000円、2款地方譲与税は4億2,514万2,000円を計上いたしました。

6ページを御覧ください。

7款地方消費税交付金は8億1,700万円、11款地方交付税は83億1,420万円で、内訳として、普通交付税は77億1,420万円、特別交付税は6億円を計上いたしました。

13款分担金及び負担金は1億1,905万9,000円、14款使用料及び手数料は4億2,718万1,000円、15款国庫支出金は17億4,580万4,000円を計上しました。

7ページを御覧ください。

16款県支出金は13億4,543万9,000円、18款寄附金は4億8,311万1,000円、19款繰入金は19億2,777万円、20款繰越金は4億円、21款諸収入は6億2,709万円を計上しました。

8ページを御覧ください。

22款市債は11億9,820万円を計上いたしました。

続いて、9ページを御覧ください。

歳出でございます。

1款議会費は1億3,419万円、2款総務費は41億6,368万8,000円、3款民生費は56億370万9,000円、4款衛生費は21億5,515万6,000円、5款労働費は1,544万8,000円、6款農林水産業費は16億677万6,000円を計上しました。

続いて、10ページを御覧ください。

7款商工費は9億1,893万6,000円、8款土木費は26億9,093万9,000円、9款消防費は10億6,104万8,000円、10款教育費は17億3,793万4,000円を計上いたしました。

11ページを御覧ください。

11款災害復旧費は5,486万5,000円、12款公債費は23億7,731万1,000円、14款予備費は3,000万円を計上しました。

続いて、12ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為でございます。令和7年度におきましては、18件の債務負担行為を予定しております。

続いて、14ページを御覧ください。

第3表 地方債で、道路橋梁整備事業、河川整備事業、消防施設整備事業、学校施設整備事業などで11億9,820万円を限度額として借入れを予定しており、起債の方法等は掲載のとおりでございます。

15ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書につきましては、省略をさせていただきます。

少し飛びますが、288ページをお願いいたします。

ここからは特別職、一般職（会計年度任用職員を含む）の給与費明細書でございます。

少し飛びますが、301ページを御覧ください。

ここから307ページまでは債務負担行為の当該年度分と過年度分の調書でございます。

続いて、308ページを御覧ください。

地方債の調書で、表の右下が令和7年度末の起債残高見込額で、211億4,062万6,000円でございます。

以上で、一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。

引き続き、特別会計と公営企業会計について、説明を申し上げます。

それでは、令和7年度下呂市特別会計及び下呂市公営企業会計予算書の3ページをお願いいたします。

議第45号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,127万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和7年2月25日提出。

4ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税5億2,227万4,000円、6款県支出金24億5,038万5,000円、9款繰入金3億4,804万6,000円、10款繰越金3,000万円を計上しました。

6ページを御覧ください。

歳出の主なものは、2款保険給付費23億7,318万7,000円、3款国民健康保険事業費納付金8億1,883万3,000円を計上しました。

続きまして、38ページを御覧ください。

議第46号 令和7年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,294万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入最高額を5,000万円と定めるものでございます。令和7年2月25日提出。

39ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料4億9,239万4,000円、4款繰入金1億8,004万

3,000円を計上しました。

40ページへ参りまして、歳出の主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金で6億6,507万2,000円を計上しました。

次に、48ページを御覧ください。

議第47号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,978万円と定めるものでございます。

第2条の地方債は、第2表 地方債によるものでございます。

第3条は、一時借入金の借入最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和7年2月25日提出。

49ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1款サービス収入1億8,816万5,000円、6款繰入金1億3,019万1,000円を計上しました。

50ページへ参りまして、歳出の主なものは、2款サービス事業費で2億5,112万円を計上しました。

51ページをお願いいたします。

第2表 地方債で、介護サービス施設整備事業で140万円を限度額として借入を予定しており、起債の方法等は掲載のとおりでございます。

続いて、80ページを御覧ください。

議第48号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,244万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和7年2月25日提出。

81ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1款保険料7億3,100万1,000円、4款国庫支出金8億8,935万2,000円、5款支払基金交付金9億4,252万8,000円、6款県支出金5億878万6,000円、10款繰入金5億8,016万8,000円を計上しました。

83ページをお願いいたします。

歳出の主なものは、1款総務費1億5,101万3,000円、2款保険給付費33億9,749万3,000円、5款地域支援事業費1億2,178万円を計上しました。

次に、126ページを御覧ください。

議第49号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,433万円と定めるものでございます。

第2条の地方債は、第2表 地方債によるものでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和7年2月25日提出。

127ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1款診療収入1億1,853万6,000円、7款繰入金9,821万9,000円を計上しました。

128ページへ参りまして、歳出の主なものは、2款医業費で1億7,161万5,000円を計上しました。

129ページをお願いします。

第2表 地方債で、診療施設整備事業で370万円を限度額として借入を予定しており、起債の方法等は掲載のとおりでございます。

続きまして、157ページを御覧ください。

議第50号 令和7年度下呂市下呂財産区特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ410万円と定めるものでございます。令和7年2月25日提出。

158ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、2款繰入金で180万円を計上しました。

続きまして、159ページを御覧ください。

歳出の主なものは、1款総務費で138万8,000円、3款諸支出金で185万円を計上しました。

続きまして、167ページを御覧ください。

議第51号 令和7年度下呂市学校給食費特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,918万円と定めるものでございます。令和7年2月25日提出。

168ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

上段の歳入の主なものは、3款諸収入で1億2,234万5,000円を計上しました。

下段の歳出の主なものは、1款学校給食費で1億4,898万円を計上しました。

次は、公営企業会計の予算となります。

172ページを御覧ください。

議第52号 令和7年度下呂市水道事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、給水件数1万2,970件、年間の総給水量420万7,000立方メートル、1日平均給水量1万1,526立方メートルを予定しております。

主要な建設改良事業費は2億2,184万円でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額で、収入は水道事業収益8億7,883万2,000円、支出は水

道事業費用13億4,992万2,000円を予定しています。

173ページへ参りまして、第4条、資本的収入及び支出の予定額で、収入は5億7,065万4,000円、支出は7億3,618万2,000円を予定しています。なお、資本的収入額が不足する額1億6,552万8,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金1億2,630万5,000円及び消費税、資本的収支調整額3,922万3,000円で補填をいたします。

第5条は債務負担行為で、井戸ノ洞谷改修事業に伴う水道管移設工事について、期間は令和8年度、限度額を1,461万2,000円と定めるものでございます。

第6条は企業債で、施設整備工事として3億260万円を借入限度額として予定しており、起債の方法等は掲載のとおりでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を2億円と定めています。

174ページをお願いいたします。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合を定めております。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めています。

第10条は、一般会計から補助を受ける金額を2,235万6,000円に、第11条は、たな卸資産の購入限度額を1,000万円と定めています。令和7年2月25日提出。

続きまして、209ページを御覧ください。

議第53号 令和7年度下呂市下水道事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、排水件数9,499件、年間の総排水量309万7,763立方メートル、1日平均排水量8,487立方メートルを予定しています。

主要な建設改良事業費は3,688万7,000円でございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入は下水道事業収益12億1,940万5,000円、支出は下水道事業費用17億6,513万5,000円を予定しています。

210ページを御覧ください。

第4条は資本的収入及び支出の予定額で、収入は10億915万1,000円、支出は10億3,384万8,000円を予定しています。なお、資本的収入額が不足する額2,469万7,000円は、消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填をいたします。

第5条は債務負担行為で、処理場維持管理及び水質検査業務については、期間は令和8年度から令和11年度まで、限度額を11億5,484万6,000円、井戸ノ洞谷改修事業に伴う水道管移設工事について、期間は令和8年度、限度額を457万1,000円と定めるものでございます。

第6条は企業債で、資本費平準化債4億円を借入限度額として予定しており、起債の方法等は掲載のとおりでございます。

211ページへ参りまして、第7条は一時借入金の限度額を1億円に、第8条は予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合を定めています。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めています。

第10条は、一般会計から補助を受ける金額を2億7,993万5,000円に、第11条では、たな卸資産

の購入限度額を100万円と定めています。令和7年2月25日提出。

続きまして、246ページを御覧ください。

議第54号 令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、年間入場者数18万人、1日平均入場者数493人を予定しています。

第3条は収益的収入及び支出の予定額で、収入は下呂温泉合掌村事業収益2億7,587万6,000円、支出は下呂温泉合掌村事業費用2億6,459万4,000円を予定しています。

247ページをお願いいたします。

第4条は資本的支出の予定額で、支出は5,815万4,000円を予定しています。なお、資本的支出額に対し不足する額5,815万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,286万8,000円及び消費税資本的収支調整額528万6,000円で補填をいたします。

第5条は、一時借入金の限度額を5,000万円に、第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合を定めています。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めています。

第8条では、たな卸資産の購入限度額を3,000万円と定めています。令和7年2月25日提出。

続きまして、282ページを御覧ください。

議第55号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、病床数50床、年間患者数は、入院1万2,045人、外来3万2,480人、1日平均患者数は、入院33人、外来134人を予定しています。

第3条、収益的収入及び支出の予定額で、収入は病院事業収益11億4,480万5,000円。

283ページへ参りまして、支出は病院事業費用13億7,095万3,000円を予定しています。

第4条は資本的収入及び支出の予定額で、収入は4,314万3,000円、支出は1億352万8,000円を予定しています。なお、資本的収入額が不足する額6,038万5,000円は、損益勘定留保資金で補填をいたします。

284ページへ参りまして、第5条は一時借入金の限度額を1億円に、第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めています。

第7条では、たな卸資産の購入限度額を5,441万7,000円と定めています。令和7年2月25日提出。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

これより、本12件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第44号から議第55号までの12件については、会議システムで配付してありま

す付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（中島達也議員）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は3月7日午前9時30分より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後4時41分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年2月25日

議 長 中 島 達 也

署名議員 3 番 大 西 尚 子

署名議員 4 番 高 井 範 和

